

ジェームズ一世の贍本保有改革

酒 井 重 喜

要 約

ジェームズ一世治下で、ドーセット伯、ソールズベリ伯、サフォーク伯の三人の大蔵卿は、国王財政困窮の打開策として王領地改革に取り組んだ。その一環として大半の賃借人の保有形態である贍本保有の改革を行った。相続や遺贈の際に賃借権の移転を領主に求める権利承認料の増額改定、慣習的な権利承認料をそのまま「確認」する示談金の取得、贍本保有を自由保有・永代借地・単純封土に転換する「自由保有化」による「売却」益取得などの方策が採られた。これらは、本来「領主の意思による保有」であるの贍本保有の強化・転換を有償で行うものであった。賃借人はこの改革に応諾せず、前期スチュアート朝の贍本保有改革は不調に終わり、贍本保有は20世紀初頭まで延命することになった。

初期近代、16～17世紀初期に、国王財政改善のために財政封建制の一環として王領地の改革が試みられ、王領地の贍本保有地からの収入を増やす試みがなされた。贍本土地保有農は、領主の意思とマナーの慣習と裁判所の贍本による保有者であり、全慣習保有農の80%強、イングランド人口の三分之一を占め、ヨーマンリーの主体をなしていたとされる。¹⁾ 本稿で見るように、17世紀初期に、財政的観点から王領地の贍本保有を「自由保有」へ転換させる政策

1) 望月礼二郎「贍本保有権の近代化 — イギリス土地所有法近代化の一断面 — (一)」『社会科学研究』11-1 (1959)、8-15頁；越智武臣『近代英国の起源』(1966) 238-41頁。田中英夫編『英米法辞典』(1991)の記述を短縮して転記すれば次のようにある。「贍本土地保有(権) copyholdは、元来、領主直営地 demesneにおいて隷属的で不確定な農耕的賦役を負う隷農 villeinの土地保有権であり、その権利はマナー裁判所 manorial courtによってのみ保護された。農耕的賦役が15世紀までに貨幣地代に転換 commutationされ、領主裁判所の裁判記録 court rollの贍本によってその権利が立証されれば国王裁判所から救済を得ることができた。贍本保有は領主の意思に依存する任意不動産権 tenancy at willと、マナーの慣習に基づくもので領主の意思に従属しない慣習的自由土地保有 customary freeholdとがあった。仮にマナーの慣習で単純不動産権 estate in fee simpleと類似の権利を認められたとしても、譲渡の際の fine(権利承認料)徴収権が領主に残存し、移転方法が surrender and admittance(放棄と承認)である点、贍本保有者に waste(毀損)権や1年以上の長期の leasehold(定期不動産権)設定権がない点など、freehold(自由土地保有権)とは明確に区別された。また贍本保有地の地下鉱物採掘権が領主に属し、inclosure(囲い込み)に伴う common(入会権)の処理のさいに、領主の荒蕪地に対する権利等に配慮がなされるなど、贍本保有地には領主権が主張される余地少なくなかった。このため、19世紀中葉から、

(enfranchisement) が採られたが、それに応じる賃借者は少なく²⁾、同政策で贖本保有が大きく減少することはなかった。清教徒革命において、平等派やディッガーズが贖本保有を「隷従の印」とし、その廃止を求めたが受け入れられることはなかった。³⁾ ジェームズ一世治下での王領地の贖本保有の「自由保有化」策は、財政政策としてあり賃借人に高額を示談金が求められる有償廃止であったことが大きな障害となった。平等派やディッガーズの贖本保有廃止要求は、むしろ無償廃止（前者は諸賦課の固定地代化、後者は完全廃止）を求めたもので、独立派の革命政権が受け入れるところとはならなかった。その後、農業革命・第二次囲い込み運動・三分割制成立・農業大不況等の激変を経験したものの、贖本保有は、強靱な生命力をもって存続し、「ヴィクトリア期・20世紀初葉の法改革者を悩ませた」（ホイル）のである。1894年にやっと贖本保有の「自由保有」への転換をすすめる贖本保有権法が制定され、さらに1922・24年の財産権法によって贖本保有は根絶された。それまで、「封建領主の意思に従う慣

贖本保有に付着する領主の上級保有権を一定の補償金支払を条件に放棄させ、copyhold を freehold に転換する(enfranchise) ための法が制定され、最終的には Law of Property Act 1922&24年（財産権法）等によって贖本保有は廃止された。

上で述べた「還付と承認」はコモンロー上、譲渡が許されなかった copyholdの移転方法として用いられた。また贖本保有者は、『A および彼の相続人のために（'to the use and behalf of A and his heirs'）』還付する旨を領主に表示して、A への譲渡または遺贈の目的を達する。望月同上稿、(一) 11頁。寄生地主制を主張した吉岡昭彦氏は、贖本保有の相続・遺贈の手続きが地主＝小作関係の形成のためにも用いられたことを次のように述べている。「A（地主＝贖本土地保有者・引用者）は土地 Lを B（小作）」の使用のために N年間期限で「領主に」還付する」A surrender L for(to) the use of B for term of N Yearsという形をとり、しかる後に該保有地はマナー領主によって小作人に譲与されることになる。」吉岡昭彦『イギリス地主制の研究』（1967）、197頁。

また、この「還付と承認」は上級と下級の領主間で行われた surrender and regrant と類似している。それがアイルランドの「植民地化」政策に用いられたことについて次を参照。酒井重喜『近代イギリス財政史研究』（1989）第1章補論。

- 2) 以下本稿では、自由保有化 enfranchise (ment) には自由保有 freehold のみならず永代借地 fee farm と単純封土 fee simple への転化のいずれをも含むものと広義に理解し、狭義の自由保有化と区別するために「」を付ける。
- 3) 1646年の後見裁判所廃止条令、1656年の護民官条令、1660年の復古王朝議會の条令が、それぞれ騎士奉仕保有の廃止と贖本保有の義務の存続を指示していたことについて次を参照。武暢夫「イギリス革命における農業問題の特質」、増田四郎他編『社会経済史大系IV近世前期I』（1960年）、195-200頁。竹内幹敏氏は、イギリス革命において、水平派が贖本保有の有償廃棄を、ディッガーズが無償廃棄を主張し、いずれも失敗したとしている。竹内「市民革命の農業＝土地問題」、大塚久雄他編『西洋経済史講座IV』（1960年）13頁。その他、平等派・ディッガーズの贖本土地保有廃止の主張について次を参照。浜林正夫『イギリス市民革命史』（1971年）、231-7頁；堀江英一編『イギリス革命の研究』（1962年）、第3章（尾崎芳治稿）、259-62頁；椎名重明『近代的土地所有』（1973年）、35-9頁。周知のように、封建的土地所有の廃止（農民・農奴解放）という必然的過程は、領主的有償廃止か農民的無償廃止かによって大きく分岐しこれがその後の農業資本主義化に決定的な影響を与えたとされた。ただ贖本保有廃止における水平派の有償廃止とディッガーズの無償廃止の違いを封建的土地所有の領土的有償廃止と農民的無償廃止の対抗と同定することはできないであろう。本稿はイギリス革命における水平派・ディッガーズの運動についても、農業の対抗的なブルジョアの進化についても視野の外に置きただ国王財政改善策としての「自由保有化」＝贖本保有の有償廃止を取り上げるものである。

習的土地保有」という本来的性格を持つものが、20世紀初葉まで存続したのである。この贖本保有の強靱な生命力の所以を問うことは今はできない。ここでは、ホイール R.W.Hoyle の研究に依拠して、ジェームズ一世期における、王領地の贖本保有権の財政的活用策の一端を明らかにする。⁴⁾

4) Hoyle,R., 'Vain projects: the Crown and its copyholders in the reign of James I', in J.Chartres and D.Hey (eds), *English rural society 1500-1800* (1990),p. 101. 贖本保有については、その法的保護についての論争史がある。リーダムの「贖本保有安全説」とアシュレーの「贖本保有完全無庇護説」の論争と、農業革命は贖本保有の権利が保護されなかったことによって可能であったとするトニー説と、土地保有(贖本保有)の安全がなければ農業革命は起こらなかったとするケリッジ説との論争である。本稿はこの論争史にも立ち入ることはできない。ただ、贖本保有権が全く権利性がなく無保護であるならば、ジェームズ一世の贖本保有の「自由保有化」策も実効性をもったであろうし、また贖本保有が20世紀初頭まで存続することもなかったであろう。逆に、贖本保有権の権利性が強く、法的保護を受けていたならそもそも財政封建制の一環として改革の触手が向けられることもなかったであろう。法史的・司法制度的諸問題についての貴重な先行研究を以下に示しておく。I.S.Leadam, 'The Inquisition of 1517', *T.R.H.S.,N.S.vol.vi*;do. 'The Security of Copyholders in the Fifteenth and Sixteenth Centuries', *E.H.R.*,VIII,(1893); W.J.Ashley, *An Introduction to English Economic History and Theory*, 4th ed., (1914) vol.i.pt.ii.civ; R.H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century* (Torchbook edition1967),Pt.II.III.(b); E. Kerridge, *Agrarian Problems in the Sixteenth Century and After*(1969), pp. 65-93. 望月前掲稿、25-7頁; 越智前掲書、237-56頁; 武暢夫「贖本保有の法的保護の問題に関する覚書」『富山大学経済論集』20-1・2; 平松絃「コピーホルドの法的地位—「ケリッジ (Eric Kerridge) 教授・法的保護論」への批判的史論—(一)」『青山法学論集』18-1(1976); 同「コピーホルドの法的地位・再論—「ケリッジ (Eric Kerridge) 教授・法的保護論」への批判的史論—」『同誌』21-3・4(1980)。

農業資本主義が発展し三分割制が形成されるが、「土地所有から自由」な農業労働者が形成されるには、贖本保有権が弱力で保護を受けず「農民の土地収奪」がなされることが必要である。ただ、借地農業者もまた「土地所有から自由」であり、贖本保有権の強弱や保護の有無とはいかなる関係にあるのが問題となる。贖本保有農が、地主＝小作関係を形成する寄生地主的分解をする場合は比較的理解が容易であるが、農民層のブルジョア的分解とその前提としての「小経営の革新」(レーニン)は、理論的にひとまず土地所有問題とは切り離して考察しなければならない。レーニンは「小経営の革新」(＝農民層分解)と、それに対して最も阻害的でない土地国有化を主張した。農民的土地所有の否定は、賃金労働者の形成ばかりでなく資本家の形成にも道を開くものであったことを留意すべきで、このことと贖本保有権の強弱如何の問題とがいかにかかわるのが問われなければならない。酒井重喜『経済史序論』(1991年)180-83頁参照。ただ本稿はもっぱら国王財政政策の観点からの贖本保有改革の成否を問題としており、農業革命、農業資本主義化などの経済史的問題や、贖本保有の法的保護をめぐる法史的・司法制度的諸問題は取り上げることができていない。ただ、王領地における財政的観点からの贖本保有改革と贖本保有を基盤とする寄生地主分解について、吉岡氏の叙述に対する疑問を付記しておきたい。吉岡氏は、「贖本土地保有農民の地主化」と「贖本土地保有農民の小作農化」というかたちで寄生地主的分解があり、さらに、「(王領地ロッセンデルにおいて)、共有地の開墾・分割に際しては地主の階級的利害が優越し・・・貧農・潜入者の開墾した綜画地は陪審員たる地主によって摘発され、彼の小作地に編入されている」という寄生地主的分解を指摘しつつ、他方で「国王は委員を派遣し、当地における荒蕪地への侵入・開墾・綜画を調査・摘発せしめ、開墾地を地代源として財政収入の増大を図った・・・」とも述べている。「地主＝小作関係が領主的土地所有を掘り崩(し)、領主が小作料分を吸収し得なくなる。」という指摘と「王領地で国王が財政収入の増大を図った」という指摘が齟齬している。地主が小作料を搾取すれば、王領地領主たる国王は財政収入を得ることはできなくなるのではないか。吉岡前掲書、173-180頁。

一、ソールズベリ伯の膳本保有改革・・・権利承認料の改訂

膳本保有改革は、16世紀末から17世紀にかけて、貨幣経済の進展に対応するために領有する土地からの伝統的で固定的な収益を増大させるために領主がとった政策の一つであった。それによって賃借人の権利は脅かされたが、一方で賃借人の権利もマナー慣習や大法官府裁判所などの特別裁判所やさらには遅れてコモンロー裁判所の法的保護を受けた。膳本保有権は、労働地代が一般的な古典荘園制から地代金納化による純粹荘園制への転化とともに、その権利性・私的性格を強めたのであるが、農奴的保有であるという本来の性格は払拭されず、「領主的恣意が膳本保有権の私的性質の貫徹を阻害する」ということは根底からなくなることはなかった。⁵⁾

16・7世紀に荘園制・マナー制そのものを掘り崩す貨幣経済（市場経済）の進展がみられ、領主は地代や権利承認料（fine）の増収策を強いられ、そのため農民の膳本保有権はその権利性・私的性質が脅かされることになった。領主的恣意が膳本保有権を侵害することになったのである。膳本保有の権利性を保障していた「マナーの慣習」を除去し、低額の慣習的地代を市場価値に見合った市場地代（market rent）＝搾出地代（rack-rent）へ転換し、さらに権利承認料を改定された市場地代に対応して増額する政策がとられた。こうした膳本保有権を侵害する増収策は、一般領主ばかりでなく「国家最大の領主」である国王によってもその領有地において実行された。王領地における膳本保有改革は、国家財政改善の一環をなしていたことは言うまでもない。後に取り上げる、ジェームズ一世治下、大蔵卿ソールズベリは種々の財政改革の一つとして王領地改革にも取り組み、前提となる全国的な土地調査・コピス地改革・フォレスト政策などとともに数世代膳本保有の権利承認料の引き上げと世襲的膳本保有の権利「確認」の販売などを行った。⁶⁾ ジェームズ一世期の膳本保有活用策は、徴発権・後見権増徴、フォレスト法活用、付加関税賦課、船舶税徴収等とともに減価する「国王私財」の反転増収をねらう財政封建制の一環をなすものであった。ただ、財政封建制は、船舶税徴収を除いて、労多くして実

5) 望月前掲稿(一)、46頁。

6) 王領地改革・膳本保有改革について、M.Campbell, *The English Yeoman* (1942), pp. 138-9, 144-5はジェームズ一世期の膳本保有地の「自由保有地化」を取り上げ、E.Kerridge, 'The Movement of Rent', *Eco.H.R.*, 2nd ser.VI, (1953)は治世当初の王領地改革を肯定的に評価をし、G.Batho, (J.Thisk, ed., *The Agrarian History of England and Wales*, IV(1967), ch. v, A)はそれに否定的評価を与え、G.H. Tupling, *The Economic History of Rossendale*(1927), ch. 5は東部ランカシャーの膳本保有に対する国王の政策を取り上げている。P.A.J.Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire*(1968)は王領地であるフォレストの改革をノーサンプトンシャーについて明らかにした。同時期のフォレスト改革について次を参照。酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策』(2013)。

り少ないものに終わった。政治的反発は大きく財政的成果は貧弱なものであった。贍本保有に対する改革もその例に漏れるものでなく、「虚しい企画」に終わり、その収益は「国王の身代金を賄えるものでなく、その負債を返済するものでもなかった。」⁷⁾

王領地は、財務府が管轄する本体と、ランカスター公領・コーウォール公領からなっていた。ただ、寡婦給与産 (jointure) が財務府の管轄から除かれ、さらに 1610 年にコーウォール公領が皇太子ヘンリーに授与されて、前期スチュアート朝の国王財政はそれだけ削減されることになった。⁸⁾ ジェームズ一世に遺贈された王領地は、エリザベス期にはほとんど放置状態にあり、女王のもとで長らく大蔵卿を勤めたウィリアム・セシル、パーリ卿は王領地収入の改善を図ることなく、ただ地代収入の円滑な徴収に腐心するだけであった。収入改善のためには徹底した土地調査 (survey) の必要があった。しかし地代徴収円滑化に限られた王領地政策がとられて徹底した土地調査は行われることはなかった。また、王領地に対する管理が緩慢であったため、現地役人 (管財人 steward やベイリフ) に対する監督が行き届かず、公金横領とりわけ権利承認料の横領などの不正を防止することができなかった。賃借人が相続時に支払う権利承認料は、財務府・公領と賃借人との交渉で確定され、通常、地代の 2 カ年分という低額で固定していた。

エリザベスからジェームズへの交代は、国王財政の急速な悪化と時を同じくしており、王領地改革は焦眉の課題であった。大蔵卿ドーセット伯トーマス・サックヴィル (在任 1603~08 年) は、いち早く調査官ジョン・ハーシー John Harcy を用いて王領地調査に取り組んだ。大蔵卿ソールズベリ伯ロバート・セシル (在任 1608~12 年) が着任した時に、ハーシーは、すでに 1607 年に借地人が世襲的贍本ないし数世代贍本をもっている王領地マナーの調査を命ずる令状を発行したこと、さらに 1608 年 2 月にハンプシャー、サマセットシャー、ドーセットシャー、デヴォンシャーのマナー調査の令状を発行し、1608 年 5 月までに総計 25 州 300 のマナー調査を行ったことを新大蔵卿に報告している。ドーセット伯が用いた調査官には、ハーシーに加えて、1604 年に北西部の王領地マナーの調査に当たったジョン・ジョンソンとジョン・グッドマンがいた。⁹⁾

7) Hoyle, op. cit., p. 101. 財政封建制の各政策について以下の拙著を参照。付加関税について『近代イギリス財政史研究』(ミネルヴァ書房、1989年)、徴発権・後見権増徴について『混合王政と租税国家』(弘文堂、1997年)、船舶税徴収について『チャールズ1世の船舶税』(ミネルヴァ書房、2005年)、フォレスト法活用について『近世イギリスのフォレスト政策』(ミネルヴァ書房、2013年)。

8) P. Croft (ed.), 'A Collection of Several Speeches and Treatises of the Late Lord Treasurer', in *Camden Miscellany*, 4th ser., XXXIV (1987), pp. 257-9.

9) Hoyle, op. cit., p. 77. ソールズベリ伯とその配下のシーザーの王領地改革を含む財政改革について酒井前掲『混合王政と租税国家』第3章、同『フォレスト政策』144-5頁参照。

ドーセットが始めた王領地調査は、すべての賃借地を「自由保有化 (enfranchise)」する狙いを当初よりもっていた。1603年10月に、「贍本保有地を売却する委任状 (commission)」が出され、ドーセットは「自由保有化」によって4万ポンドの収益が上がるものと見込んだ。贍本保有地を「売る」とは、当該地を自由保有地ないしそれに近い保有形態 (永代借地 fee farm, 単純封土 fee simple) に有料で転換する事を意味する。1604年にジョンソンとグッドマンは、北西部マナーの贍本保有地を永代借地として売却する場合、その価格と賃借人の購入意思がいかなるものかについて事前調査を行った。1604年に、ハーシーも同趣旨の調査をおこない、ティッドマーシュとクリーパー・プロカス (パークシャー) における賃借人の単純封土権の購入見込みを探り、さらにバルフォード (ウィルトシャー) における土地建物 (messuage) の永代借地としての購入申込を受け付けている。1606年にバルフォードで、保有財産 (tenement) の永代借地としての売却を地代2年分の価格で行うことが合意されている。1605年の調査では、ローウイングトン (ウォリックシャー) の賃借人が妥当な条件で自由保有権を購入する意思を示していた。1608年2月に、改めて贍本保有地を永代借地として購入する意思のある賃借人との交渉権がハーシーに与えられ、サンダーヴィル (バッキンガムシャー) やフロディングム (ハンプシャー) などで購入申込があった。その後まもなく大蔵卿に就任したソールズベリに対して、賃借人から上がっている自由保有地・単純封土地、永代借地の購入申込を受諾するよう具申している。このとき大蔵卿ソールズベリはハーシーの進言を受け入れず、「自由保有化」は暫時停滞することになった。¹⁰⁾

ドーセットは、贍本保有の「自由保有化」を手がける一方で、王領地マナーの管財人による権利承認料の横領防止に努めた。ドーセットの意を受けて、ハーシーは管財人宛に指示を出し (1607年)、管財人は賃借人の権利承認料の査定については各州の調査官と治安判事の立ち会いのもとで行うことを命じている。さらにハーシーは、エセックスの治安判事記録保管者 (筆頭治安判事) への書状で、贍本保有の権利承認料の査定において州内の治安判事が援助するよう求めている。¹¹⁾ この時、治安判事の立ち会いや援助を求めたのは、権利承認料の増額をねらったものではなく、承認料の横領防止を意図したものであった。

ソールズベリが1608年にドーセットから大蔵卿を引き継いだ時、王領地の実態調査・贍本保有の「自由保有化」・マナー管財人の横領防止という3つの王領地改革策をも引き継いだ。ソー

10) 贍本保有を自由保有等に転換する時、借地人は「贍本保有を買う」という表現がなされ「自由保有を買う」とは言われない。本文ではより常識的に事実即して後者の表現をとる。椎名重明「イギリス革命の土地問題」『社会経済史大系IV』(1960年) 114頁。Hoyle, op. cit., p. 78.

11) Hoyle, ibid., p. 78.

ルズベリが取り組んだ第一の改善策は、すでになされた 300 にのぼるマナーの土地調査を集約し、王領地賃貸を国王有利に行うためにそれを用いることであった。300 の調査結果を大蔵卿付記録官に預託し、調査済地の賃貸を実際にまとめる会計官は記録官局のハーシーに該当する調査結果の閲覧を求め、会計官はそれをもとに賃貸の明細を作成し財務府へ報告した。また、未調査の王領地について、ソールズベリは調査のための令状を 1608 年 7 月に出し、14 名の調査官を命じて調査にあたらせ、財務府報告が済むまで賃貸は一時停止するものとした。年末までに一部の調査結果が出されている。¹²⁾

ソールズベリの王領地改革の第 1 は、すべての改革の基礎となる徹底した賃貸状況の調査であり、既調査分の集約・活用と未調査分の完遂が行われた。第 2 の改革は、贍本保有の授与を新しい基礎の上に置く、すなわち贍本保有の相続ないし委譲を賃貸者（国王）に承認してもらうための権利承認料を新たに決定し直すことであった。これは、1608 年 5 月に就任早々のソールズベリが、前任者ドーセットの王領地改革の主軸をなしていた贍本保有の「自由保有化」策の継承を拒否したことの代替をなすものであった。新政策は、202 名に及ぶ管財人と治安判事に対する指示文書の送付をもって開始された。同文書は、『贍本保有の権利承認料を査定するための各マナーの管財人に対応する委員のための指示書』（以下『指示書』と略記）と題されていた。¹³⁾ 査定委員は、ドーセットの時と同様に、1~2 人の治安判事と州調査官からなり、管財人に同委員が立ち会って権利承認料が確定された。ただドーセットの時と違うのは、『指示書』が慣習的な権利承認料を無視し「市場地代」に対応させた点であった。シーザーは、これによって権利承認料の収益は 6 倍化するであろうと新大蔵卿の英断を称賛した。この『指示書』はその後 15 年間王領地改革の基本となった。

『指示書』作成と並行してソールズベリは、その内容を先行して実践していた。エドモントン・マナー（ミドルセックスシャー）において、既存の慣習をひとまず「確認」はしたものの、権利承認料の決定は「恣意的 (arbitrary)」であったと決めつけ、それは、賃借人が提示する「1 カ年分の地代 (rent) 額」ではなく 1604 年のハーシーの調査によって算出された「1 カ年分の収益 (value, profit)」によると変更された。¹⁴⁾ 『指示書』が送付されてから、この先行事例通

12) L.M.Hill(ed.), 'Sir Jurius's Journal of Salisbury's First Two Months and Twenty Days as Lord Treasurer:1608', *BLHR*, XLV(1972), pp. 316, 322; D.W.Hollis, III, 'The Crown Lands and the Financial Dilemma in Stuart England', *Albion*, 26,3(1944), p. 422.

13) Hoyle, op. cit., p. 79.

14) エドモントンで、ソールズベリは既存の慣習の確認は行ったが、権利承認料を賃借人が求める一カ年分の地代 (rent)ではなく、1604年のハーシーの調査で確認された一カ年分の収益 (value)とする変更をした。Hill, op. cit., pp. 317-8, 323, 325, 326; Hoyle, op. cit., p. 80, n. 25.

りに、委員は「1年分の収益」を基準に権利承認料を定めた。数世代贍本保有（copyhold for lives）について、「相続上納物（heriot）」を納めた場合、3世代保有については「9カ年分の収益」の支払によって新たな賃借権が設定され、2世代保有については「7カ年の収益」、1世代保有については「5カ年の収益」とされた。相続上納物が納められていない場合の権利承認料は、3世代保有は「10年分」、2世代保有は「8年分」、1世代保有は「6年分」とされた。¹⁵⁾

数世代贍本保有の権利承認料は以上のものであったが、世襲的贍本保有（copyhold of inheritance）については、相続上納物を納めたところの権利承認料は「1.5カ年分の収益」とされ、納めていないところでは「2カ年分の収益」とされた。これに対して、賃借人が権利承認料についての「慣習」の存在を主張して異議申し立てをした場合は、ヘンリー7世以前の裁判記録の裏付けがある場合のみ、それは是とされた。そうでない場合にも管財人は財務府に裁判記録贍本を送付し、逆に管財人には1608年までの調査結果が送付された。調査の結果、土地収益の評価が上がった場合は、賃借人が支払う権利承認料も上げられることになった。

調査による再評価によって「慣習」を打ち破るとというのが、ソールズベリの新施策の大胆なところであった。市場価値換算で権利承認料を取得し、伝統的な「マナーの慣習」は無視された。調査によって権利承認料に高値をつけられるとともに、調査結果は財務府の掌握するところとなって管財人による横領の余地がなくなり、国王財政に大きな貢献をするものと考えられた。

二. 権利承認料の改定と「マナーの慣習」

徹底した土地調査と『指示書』に基づいて、権利承認料を市場価格によって査定して増額するというソールズベリの政策は、見込み通りには成功しなかった。賃借人は、『指示書』による権利承認料の増額改定を容易に受け入れなかった。賃借人にとって、「マナー慣習」の存在が既得権を保護するものとして大きな力となった。また一部では、エリザベス期の裁判所の判決decreeが新査定に対抗する力となった。ソールズベリの『指示書』と賃借人の抵抗の間立ったマナー管財人は、案件を財務府に持ち込んだ。

王領地マナーの賃借人は、「マナー慣習による権利承認料」を強調し、「慣習」を無視した『指示書』にもとづく権利承認料に反発した。財務府も、市場価格による権利承認料を直截に強制することはできず、賃借人の主張する「マナー慣習」の真偽を検証しなければならなかつ

15) Hoyle, *ibid.*, p. 80. 相続上納物 heriot については、望月前掲稿(一)、13頁参照。

た。会計官と州調査官と各マナーの管財人が会計官局に一堂に会して「慣習」の証拠とされる裁判記録を検証する作業がなされた。1608年12月に27のマナーの管財人に回覧状が発せられ、翌年のヒラリー期（1月11日－31日）に、権利承認料の妥結のために、マナー裁判所裁判記録を持参してロンドンに出むくよう告知された。その後も回覧状の発行は続き、3月の管財人への回覧状は、権利承認料が「恣意的」（＝領主の意思次第）と明記したそれまでの裁判判決が同封され、贍本保有者の主張する「慣習」の再検証と再確認をおこなうように命じていた。ソールズベリも、権利承認料が慣習的に「不確定的（uncertain）」とされているところ、あるいは「不確定的」であると判明したところでは、財務府の判決（decree）によってそのことを確認するよう言明している。¹⁶⁾しかし、王領地マナーの賃借人の大半は自分たちの権利承認料はすでに「確定」したものであるとの主張を曲げなかった。賃借人の主張の真偽の判定には困難が当然予想され、ソールズベリは改めてマナー裁判所の裁判記録の財務府への提出を命じた。裁判記録を検討すれば、権利承認料の賦課が変動している事実が判明することは明らかであった。賃借人の主張する「慣習」が裁判記録によって確認されたところでは、そのまま是認されたが、主張される「慣習」が現実とはかけ離れていた場合は、権利承認料は「不確定的・恣意的」なものとされた。

ソールズベリは、世襲贍本保有者が権利承認料が「不確定」のまま保有しているところで、『指示書』規定額より低い額の権利承認料を申告した場合は、財務府への出頭を求めた。財務府での協議の結果合意されたものは判決として「確認」された。こうした「確認」手続きを進めるために、議会は1610年の財務府及び公領の裁判所での判決に対して、議会法の裏付けを付与する法案を制定している。¹⁷⁾『指示書』によって市場価格にもとづく（‘upon the racke’）権利承認料を2カ年分の収益（価値）と決めたとうえで、賃借人は恒久的に権利承認料として1カ年分の価値の支払をすることに合意し、加えて半分に減額した財務府の譲歩の見返りとして2カ年分の価値（を2回払いで）支払った事例がある。相続上納物を納めない贍本保有について、『指示書』規定の市場価格（搾出地代）に基づいて20ポンドの権利承認料の支払が求められた事案で、調整の結果、権利承認料として1カ年の価値＝10ポンドを恒久的に支払い、減額した財務府の譲歩の見返りとして2カ年分の価値＝20ポンドを（を2回払いで）支払っている。¹⁸⁾

16) Hoyle, op. cit., p. 82.

17) 7-8 James c. 21, *Statutes of Realm*, IV, part 2(1993).

18) Hoyle, op. cit., p.83. ホイルは、搾出地代を10ポンドとしこれに20シリングの地代が加わるとしている。意味不明であり、本文では搾出地代が20ポンドとした。権利承認料が「恣意的」であるところもその上限は、Blackstoneによれば、時価に換算された地代二年分であった。望月前掲稿(一)、13頁。

財務府は権利承認料の増額を打ち出しながら、その減額の見返りに旧権利承認料の2倍の示談金を受け取ったのである。反復的収入の増額をちらつかせながら旧来の額を認めて高額の示談金をたなぼたとして得たのである。

しかし、ソールズベリのこの示談策が広く贖本保有者に受けられることはなかった。表1が示すように1609年ミクルマス以後の2カ年に、財務府に入った示談金額は僅か3,500ポンドであった。ソールズベリが他界する(1612年5月24日)までの最後の一年間には、示談金は一切財務府に入っていない。『指示書』規定の市場価格(搾出地代)に基づく贖本保有の権利承認料の増額を示しながら、旧来額に止める妥協を示談金でもって「売る」この政策は失敗であった。「慣習」が確認され伝来の固定的権利承認料がそのまま認められたことに対して示談金を支払った王領地マナーは、1609-11年にわずか26であった。¹⁹⁾ 1611年と1612年の財務府記録には、示談の勧誘に応じたマナーが14あり、そのうち以前「恣意的」であった権利承認料を「確定的」なものとしたマナーが11、「確定的」であったものが再確認されたマナーが3、であったとある。大蔵卿記録簿には権利承認料を確定した判決は僅か10数例しかない。²⁰⁾ ソールズベリの贖本保有権利承認料増額と示談の改革は、賃借人から広く受け入れられることはなかったのである。ソールズベリは、一旦は拒否した前任者ドーセットが推進した贖本保有の「自由保有化」策を、再度復活するしかなかった。ソールズベリ他界直前の1611年11月に、「自由保有化」をすすめる委任状が発行されている。

表 1 1607-12年の示談金支払

	財務府管轄マナー	ランカスター公領マナー	小 計
1607年10月～1608年9月	0	0	0
1608年10月～1609年3月	0	£3,553 19s 5d	£3,553 19s 5d
1609年 4月～1609年9月	£1,070	£1,520 0s 11½d	£2,590 0s 11½d
1609年10月～1610年3月	£739 13s 2d	£4,025 13s 5d	£4,765 6s 7d
1610年 4月～1610年9月	£1,191 18s 7½d	0	£1,191 18s 7½d
1610年10月～1611年3月	£466 19s 8d	£458 2s 9½d	£925 2s 5½d
1611年 4月～1611年9月	0	0	0
1611年10月～1612年3月	0	£408 6s 3d	£408 6s 3d
1612年 4月～1612年9月	£2 17s 0d	£114 1s 5d	£116 18s 5d
総 計	£3,471 8s 5½d	£10,080 4s 3d	£13,551 12s 8½d

出所: Hoyle, op. cit, p. 102.

19) 支払ったマナー名が Hoyle, op. cit, p. 103, Appendix1にある。

20) Hoyle, ibid., pp. 84, 102-3

三. 「自由保有化」策と「新保有地」の摘発

大蔵卿前任者ドーセットの「自由保有化」政策の一端を見れば次の通りである。1603年に、ランカスター公領の賃借人について、その贍本保有を「自由保有化」する委任状が出された。1604年4月に、ランカスター公領クリザローの管財人リチャード・モリニュークスに、当地の贍本保有の「自由保有化」を進める指示が出された。モリニュークスは、当地の賃借人の貧困状態から見て「自由保有化」に応ずる者は10名もいないであろうと思われ同政策の実行は困難と見ていた。事実、当地に対して1607年4月にも「自由保有化」の指示が出されたが、賃借人たちは贍本保有の権利承認料の確認に応ずる者はいても「自由保有化」に応ずる者はなかった。

1606年末に公領内ネアズバラ・フォレストの管財人は、当該地の賃借人は贍本保有の権利承認料の増額の応ずるか、「自由保有化」による示談金の支払に応ずるかのいずれかを迫るよう命ぜられた。これに対して賃借人たちは、エリザベスの時の裁判所判決によって当地の「マナー慣習」(による権利承認料)は確認済みであると主張するばかりであった。ヨークシャーのピークにおける賃借人との交渉を命ぜられた調査官ヘンリ・パーシーには、一部の賃借人から自由保有権ではなく永代借地権の「購入」の意思のあることが示された。1606年2月に、ニュービー(ヨークシャー)の公領地マナーの賃借人に、贍本保有地を永代借地として購入するようとの枢密院からの意向が示された。賃借人は当地の保有は贍本保有ではあってもそのうちで特権的で身分的自由を早くから認められて領主の意思に従属しない慣習的自由土地保有(customary freehold, tenant right)であるとして、自由土地保有・永代借地の「購入」に容易に応じなかった。ただ、多くの賃借人は慣習的自由土地保有であることを大蔵卿にまで訴えたが、一部には永代借地での「購入」条件を聞き出そうとする者もいた。²¹⁾

公領における「自由保有化」による資金獲得策は、このように円滑な進展を見ることがなかった。ドーセット在任中に、それにかわって1607~10年に広大な北部マナーの賃借人の贍本の有効性を検証することで資金を得る方策がとられた。贍本土地保有は、慣習的保有で有り、慣習は人の記憶を超える以前からのものと理解され、贍本はその慣習によって裏打ちされるものであった。しかし16世紀に、新しくフォレスト法解除となった土地や新しく囲込まれた荒蕪地に対しても贍本が与えられており、これは慣習に裏打ちされたものでなく、法的には不確実なものであった。クリザロー(ランカシャー)の贍本保有地は、記憶にない時代から存在して

21) cf.R.W.Hoyle, 'Lords, Tenants and Tenant Right', *Northern History*. XX(1984), pp. 52-9.

いた「古来の贍本土地保有」と、「新保有地 Newhold」の2つに分けられた。「新保有地」は1507年に贍本が与えられたばかりのフォレスト法解除地と酪農地であった。ウェイクフィールドでも16世紀を通して荒蕪地に贍本の授与が続けられていた。²²⁾

1607年、ドーセットとソールズベリを含む5人の枢密院顧問官は、公領会計官トーマス・ファンションとクリザローのジェントルマン、アシェトンに対して、「新保有地」の贍本の有効性に疑義があることを通告している。1608年1月、公領地内の「新保有地」の調査が始められ、その間、贍本を保管するマナー裁判所への賃借人の出入りは禁ぜられた。こうした圧力を受けて、賃借人は、ソールズベリと公領長官(Chancellor of the Duchy of Lancaster) トーマス・パリーと交渉し、「新保有地」の贍本の確認を得る見返りとして12ヵ年分の地代を支払う「合意」を交わした。交渉において国王側は、20年分の地代額の要求をしたが結論は12ヵ年でまとまった。1608年11月に、公領裁判所に、「新保有地」の違法な占有に対する訴状が出され、1609年2月に、先の賃借人とソールズベリらとの「合意」を正式のものとする判決が出された。同様に、公領管財人リチャード・モリニュークスに対して、1507年に授与された有効性のない贍本によって公領の土地(クロックステスとシモンズウッド)が違法占有されているという告発がなされ、結局、クリザローの場合と同様に12ヵ年分の地代支払いによって当地の占有を認める判決が1610年5月に出された。

1611年春になって、ソールズベリとシーザーは、公領の贍本土地保有者に「自由土地保有」への転換かあるいは贍本土地保有の権利承認料についての確定(による示談金支払)を受け入れさせる意思を固めた。シーザーが公領長官の合意を取り付けた上で推進した贍本土地保有の改革は、またしても1608年の『指示書』の原則の実行をはかるものであった。この時採られた実際は、権利承認料が「恣意的」であったところではそのままにされ、それが固定して「確定的」であると賃借人が主張するところではそれを覆す過去における変動の事実が探り出され、「確定的」であることが疑えないところではそのことを確認する示談が行われた。「恣意的」とされたところでは、国王側が恣意的に権利承認料を引き上げ、「不確定」とされたところでも新たな市場価格に基づく権利承認料の増額が図られた。

22) 望月氏は、2種の贍本保有について次のように区別している。「請願裁判所で保護される贍本保有権の要件について・・・それは慣習的でなければならない。(もと荒蕪地に属していた一引用者) overlandの保有権ないし新しい贍本による保有権は・・・任意保有権たる地位におとしめられてしまう。」望月前掲稿(一)54, 57頁。平松氏は、リーダムとトーニーのこの点に関する対照的見解を紹介している。リーダムが「慣習地におけるコピーホルダーの法的保障の安定と領主直営地・荒蕪地を占取したニューホルダー(newholders)の法的無保護=立退き保有農」を峻別しているのに対して、トーニーは「慣習地におけるコピーホルダーでさえ、その保有は安定しなかった」としている。平松前掲稿(一), 102-3頁。なお吉岡前掲書173頁ではoverlandを開墾地としている。

ジェームズ一世の贖本保有改革

贖本土地保有の権利承認料についての改革とともに、北部公領マナーの「自由保有化」もすすめられ、公領会計官トーマス・ファンショーに、公領内の贖本土地保有の新たな調査と、贖本土地保有者にその土地を永代借地として購入することを交渉する指示が出された。²³⁾ 贖本土地保有地を永代借地として「売る」政策が前面に押し出されたが、賃借人がそれを望まず贖本土地保有者のままであることを望んだ場合は、ファンショーは、贖本土地保有の権利承認料の増額確定をはかった。また、直営地や荒蕪地の不正規の贖本の確認が行われたが、その時、権利承認料の増額も行われたものと思われる。²⁴⁾

ファンショーへの指示書には次のようにあった。「貴兄が彼ら（賃借人）に彼らの土地の不備 (defects) のすべてとその権利承認料と慣習の不確定さを指し示し、然るべき折に、国王の必要とするものが、贖本土地保有者自身によってその土地を買うかその慣習を確定させることによって得られる資金によって賄われなければ、国王はその土地を他の者に売ってしまい、賃借人たちは今享受している恩顧と安寧を得られなくなる。」²⁵⁾

「自由保有地」として現有の土地の買うかあるいは権利承認料の確定と増額を受け入れるようにという国王側からの提案に、公領の賃借人は冷淡な反応しか示さなかった。クリザローの賃借人は、最終的には改革を受入れ示談金の支払に渋々応じたものの、自分たちの「慣習」と共同地利用権は確実な権利性があると言い続け、改革を担当する地方委員との確執が続いた。1611年にポントフラクトの賃借人も地方委員と軋轢が絶えなかったものの、説得されてその土地を30カ年分の地代で自由保有として購入する意思を示した。しかし実際には、慣習の確認による示談金収益はゼロで、ただホワイトトリとコウジシェル（チェシャー）の公領賃借人がその土地を永代借地として買った一例があるばかりであった。²⁶⁾

四. サフォーク伯の贖本保有改革

ソールズベリ他界（1612年）後、1614年まで、大蔵卿不在のまま大蔵委員会が、2年間国王財政の任に当たった。同委員会でも、贖本土地保有を「自由保有地」に転換することで収入

23) ただし、名目的な「古来の地代」と裁判出仕義務は存続し、勤奉仕保有で所有していた自由土地保有地は、永代借地購入から除かれた。Hoyle, op. cit., p. 87.

24) ファンショーは、複数の賃借人が共同地を贖本によって明確に授与されているか時効の効果 prescription によって占有している場合は、国王分を除いて共同地を囲い込むかあるいは賃借人に売却することを提案した。囲い込みによって旧共同地の共同利用を続けるか、売却によって賃借人は小地片を得ることで共同利用権を喪失したものと思われる。Hoyle, ibid., p. 88.

25) Hoyle, ibid., p. 89.

26) Hoyle, ibid., p. 89.

を確保する方針が採られ、そのための委任状が更新されている。財務府役人ジョン・ノーデンは、1614年3月に、ハンブシャー、ウィルトシャー、デヴォンシャーを調査し、総額11,928ポンドに上る膳本保有地を「自由保有地」として「売る」契約をまとめている。²⁷⁾

1614年に空席であった大蔵卿にサフォーク伯トーマス・エガートンがつき（19年まで）、財務府長官フルク・グレヴィルとともに、『指示書』による権利承認料の引き上げを行うとともに「自由保有化」策も推進した。1615年8月にサフォークは、賃借人にこれらの政策に応諾させるための書簡を管財人たちに送りつけた。この書簡は、『大規制 Great Restraint』と後に呼ばれたもので、内容は厳しいものであった。²⁸⁾ 管財人の中には、賃借人の主張する「慣習」の存在を安易に認めるものがあり、また権利承認料の確定も大きく遅滞していた。『大規制』はこれらの事実を厳しく批判し、『指示書』を厳格に適用して権利承認料の増額改定をはかり、拒否するものには土地没収を行う姿勢を示した。しかも、領主に対する賃借人の義務などについての裁判を行うマナー裁判所の開廷を膳本土地保有改革の間禁ずるという強硬な姿勢を『大規制』は示した。²⁹⁾ このような『大規制』に対する反発は大きかった。ホルム・カルトラン（カンバーランド）の、賃借人は権利承認料についてはすでにソールズベリからその確認を「買って」おり、自分たちの権利承認料は「確定的」なもので、改めて『指示書』に従う必要はないと言い立てた。エナーデイル（カンバーランド）の賃借人は、権利承認料が「不確定」であることを認めることも、永代借地を「買う」こともともに拒否している。こうした反発が続き、またしても「自由保有化」は断念された。1618年までに、大蔵卿サフォークは、『大規制』が当初の期待を裏切るものであることを認めせざるを得なかった。³⁰⁾

『大規制』の刺激的な政策の実行は先延ばしにされたとは言え、前任のソールズベリの『指示書』はなお引き続き政策指針で有り続けた。権利承認料が「不確定」であると認定されたところでは、『指示書』に基づいて増額改定がなされた。権利承認料が「確定的」であることの主張が直ちに承認しがたいとされた賃借人は、大蔵卿と財務府長官のところに出頭し、その主張の真正なことを証明し、かれらの慣習を「確定的」なものであることを財務府の判決として公的なものにすることを求めた。ウォートン・マナー（ランカシャー）の賃借人は、1618年夏に、その権利承認料が「確定的」あるとの主張を、法務長官イェルヴァートンの検証を受けて、承

27) Hoyle, *ibid.*, p. 90. ノーデンの査察官としての森林政策の実行について次を参照、酒井『フォレスト政策』70-75頁。

28) Hoyle, *op. cit.*, p. 90.

29) 望月前掲稿(一)、3頁。

30) Hoyle, *op. cit.*, p. 90.

認されたという事例がある。

財務府管轄の王領地の賃借人が、1618年に、財務府に出むいて「マナーの慣習」の存在を主張し、現行の権利承認料が「慣習」によるものであることの確認を得たが、その確認料を支払うことはなかった。財務府での確認を得てそれを「買う」ものはいなかったのである。しかし、ランカスター公領については、その事例がいくらか見られた。1618年2月から1620年7月までの30ヵ月の間に、慣習の「確認」と権利承認料の確定をした17の判決が公領に記録されている。その一部を示せば次の通りである。ダービーシャー、ワークスウォースにつて、1620年7月5日の判決で権利承認料が1,193ポンド。ランカシャー、アクリントンなどについて1618年2月14日の判決で権利承認料793ポンド。同州トテイングトンについて1618年5月16日に判決で権利承認料1420ポンドと囲い込みの確認料80ポンド。レスターシャー、デスフォードについて、1618年2月の判決で権利承認料782ポンド。同州スミートンとフォックストーンについて、1620年7月5日の判決で、権利承認料385ポンド。リンカンシャー、ブロックルズビについて、権利承認料273ポンド。ノーサンプトンシャー、イルチェスターについて、1618年11月26日の判決で、権利承認料723ポンド。同州ラウンズについて、1618年11月28日の判決で、権利承認料1,640ポンド。スタッフォードシャー、ニューキャスル・アポン・リムについて、1618年11月28日の判決で、権利承認料1,373ポンド。ヨークシャー、スレイドバーンについて、1619年11月22日の判決で、1,630ポンド。³¹⁾

1618年から21年の「確認」で、多くの場合、権利承認料は1年分の地代とされ、慣習の「確認」料＝示談金は40年分の地代が支払われた。直領地や元の荒蕪地の贍本の「確認」については権利承認料はより高額にされた。上記17カ所の「確認」料＝示談金合計は17,984ポンドであったが、2回の分割払いがなされ、1回目は判決による決定時で、2回目は議会制定法による決定時であった。一回目の支払はなされたが、2回目の支払は1649年に至っても完了しなかった。³²⁾

ランカスター公領では、権利承認料の確定と示談金について上記のように進捗した事例もあるが、協力を拒否する賃借人も少なくなかった。当該地の大半のものが共同歩調をとることを条件に「確認を買う」ことに同意したところ（ウェスト・ダービー、ウェイバーツリー）でも、参加する人数が不足して「確認」を得るまでには至らなかった。「確認を売る」政策に応じなかつ

31) Hoyle, *ibid.*, p. 104. シリング以下略。

32) Tupling, *op. cit.*, pp. 158-9; Hoyle, *op. cit.*, p. 92.n.67. 共同地の一部が、「確認」料＝示談金の一部として賃借者に売られることもあった。「1/4エーカーの小地片roodland」、直領地、もと荒蕪地についてもその贍本の弱性から権利承認料は高額にされた。

た場合は、『指示書』の厳正適用というペナルティが課せられた。

五. 反復的收入策と一時的收入策の間の動揺

国王財政改善のための王領地（財務府管轄地とランカスター公領）改革の一環として贍本土保有の改革があった。ただ、その政策の中には、長期的意義のある権利承認料の増額改定と、短期的意義を持つ慣習「確認」や「自由保有化」を「売る」ものとの二種があった。前者は、経常的収入の改善となるものであり、後者は、負債返済などのための臨時収入の入手であった。『指示書』に基づいて権利承認料を現在価値に引き上げることは、恒常的収入増を生むであろう。慣習を「確定的」として「確認」して示談金を得たり、贍本土保有を「自由土地保有」に転じてその「代償」を得れば、一時にまとまった資金を得ることができたであろう。しかし、二つの政策は相互に排他的な性格を持っていて、いずれを採用するかのも明確な方針を国王政府はもってはず、極めて場当たりの姿勢に終始した。一が困難に突き当たれば他を採り、他がむつかしければ一を採るといった具合であった。こうした場当たりの姿勢を取らせたものは、それぞれに種々の困難が伴ったことである。贍本土保有の改革には、何と言っても土地保有態様と土地面積の計測など膨大な行政実務が必要であった。そのための機構と人員が必要であり、このこと自体が、政策動揺の第一の原因であった。さらに留意すべきは、ジェームズ一世治下の賃借人には、前治世エリザベス期の「杜撰な管理は、女王の賃借人に対する愛の表示である」という思いが定着していたことであった。前世紀における王領地政策の主眼は、地代の円滑な徴収であって、保有態様の変更やマナー慣習の再検証などの抜本的なものではなかった。公領役人が、1611年に、ポンテフラフトの賃借人に、当地の権利承認料が「不確定」とであると指摘した折、賃借人らは「不確定であったとしてもたいしたことではなく、国王がそれにつけ込むとは信じがたい」と反論した。管理の杜撰さは「女王の愛の遺産」として、権利承認料の増額改定に反対した。こうした困難が国王政府の場当たりの政策変更をもたらしたのであるが、政府に一貫した方針が元来なかったこと自体に根本的な問題があった。ホルム・カルトラムの賃借人は、以前から固定的権利承認料を支払っており、1608年の『指示書』による高額改定を拒否し、その代償として300ポンドの（示談金）支払を強いられている。1615年になって、今度はその贍本土保有を「自由土地保有」に転換するよう求められ、次いで、18年に再度権利承認料の改定を迫られ、さらに23年に永代借地権の「購入」を求められている。このように、権利承認料の増額要求と慣習「確認」ないし自由保有の「購入」要求が猫の目の

ように変化し、賃借人の不信と不満は募るばかりであった。³³⁾

権利承認料を時価計算で増額することを指示した1608年の『指示書』の実行が、賃借人の抵抗に遭ったことはすでに触れたことである。裁判所記録贖本 estreats にある慣習を賃借人有利に解釈した判決を管財人が引き合いに出した事例もあった。たとえばローイングトン（ウォリックシャー）の管財人は、裁判記録を捜査し、賃借人が固定的権利承認料の慣習をもっていたことを明らかにしている。逆に、管財人が『指示書』を厳格に実行しようとして、賃借人の抵抗に遭った事例も多くあった。クリゼローでは賃借人が、『指示書』が指示する権利承認料の支払を拒否し、賃借人の言う慣習が確認されるまで悶着は10年も続いた。『大規制』が指摘していた、賃借人の管財人への非協力のため権利承認料の未査定地が累増していることは、現実のものであった。『大規制』は1618年に破棄されたが、21年に同様の文書が再度出されている。

賃借人が主張する慣習的権利承認料を示談によって承認する提案は、『指示書』通りに権利承認料を増額改定することが困難であったので、その代替策をなすものであった。この代替策も、慣習的な権利承認料を「確認」という示談であればまだしも、時価換算された搾出時代に近づけるものが採用された場合は、賃借人にとって「確認」提案はまったく魅力のないものであった。

六. 「自由保有化」の示談金

財務府ないしランカスター公領が、当該マナーの権利承認料が「恣意的」とであると認定することは、将来に政府側が保有財産の再評価をする可能性を残すことであった。それを賃借人が避けるためには、「確認」を「買って」固定化してしまうことであった。賃借者への「確認」購入＝示談の提案は度々なされたが、将来の再評価を回避することを見越してこの提案に応ずるものは少なかった。未亡人や未成年者は、当然示談金を用意できなかった。これに限らず一般に、「確認」＝示談提案に対する反応は冷淡であった。1620年に西ダービーとウェイバーツリーに対して、公領側は、半数の賃借人が同意すれば示談を進めるとしたが、反応は芳しくなかった。ウェイクフィールドでは、1609年と1623年の示談提案がなされたが、賃借者は冷淡で反抗的な姿勢を示すばかりであった。同地の管財人ジョン・サヴィルに示談交渉が委託されたが、賃借人の反応は反抗的なもので、サヴィルは、賃借人の一人を中傷的な流言やポスター

33) Hoyle, *ibid.*, p. 93.

や俗謡を流布した廉で星室庁に告発している。賃借人の保有権原が確かなものでなかったときは、国王はそれにつけ込んで示談を強要することがあった。また、示談を「買う」ことは、この後土地保有の態様や評価についての政府役人による干渉に対する予防を「買う」ことであると露骨に言い含めることもあった。³⁴⁾

既存の権利承認料を、慣習的なものとしてそのまま是認する「確認」を得ることを示談金を支払って「買わせる」こととともに、贍本土地保有の「自由土地保有化」を「買わせる」政策が採られたが、賃借人からの応諾は、1614年に西部州で一部あったものの、1611年・1615年・1621年に設けられたいずれの委員会も一件の成果もないままに終わっている。「自由保有化」策の成功の見込みは、もとより悲観的であったが、その後も財政改善策の一つの選択肢として放棄されることはなかった。

国王政府にとって「自由保有化」は、土地の資本価値の取得を意味し魅力的なものであった。贍本土地保有を「自由土地保有」に転換することで、15万ポンドの収入が入るという推測もなされた。しかし実際には、1614年発行の委任状よってわずかに10のマナーから11,928ポンドが上がったというのが実態である。慣習的地代を2～3倍に増加して永代借地権を与えることで国王収入の増加を図るという提案を、1611～2年段階でロバート・ジョンソンやロバート・コットンやフランシス・ベーコンらがしていた。ベーコンは王領地のすべてをこの方法で授与することすら示唆していた。³⁵⁾ ジョンソンは、この点について四つの選択肢を提示した。

1. 低額の慣習的地代を維持し、権利承認料を現在価値に換算して増額する。
2. 旧来の低額地代を維持して永代借地化する。
3. 留保をつけず単純封土権を売却する。
4. 地代を増額して永代借地として売る。

ジョンソンは、1が現実的としたが、次善策として4を良しとしていた。永代借地は、名目的地代を支払うだけで世襲的に保有するもので自由保有に近いものであった。4はその地代の増額をはかるものである。また贍本土地保有の永代借地化は、「還付と承認」の際の権利承認料の支払がなくなることを意味した。ジョンソンは、権利承認料から解放されることを賃借人が認識すれば、永代借地化に应ずるものが出るであろうと考えた。「国王から人民になされる最大の恩恵」と賃借人は受け取るであろうと考えた。

自由土地保有化（ないし永代借地化、単純封土化）に伴う法的手続きやそれに伴う共同地の扱いなどとともに賃借人には高額を示談金の支払という難題が課せられた。贍本土地保有の単純封土化のための示談金は40-50カ年分の地代額が必要とされていた。³⁶⁾ この額を贍本土地保

34) R.B.Manning, *Village Revolts*(1988), pp. 148-9.

35) Hoyle, op. cit., p. 96.

36) Hoyle, *ibid.*, p. 97.

有者が果たして用意できるのか。しかも短時日のうちに用意することはもとより困難なことであった。

世襲的贍本土地保有権に比べて数世代贍本土地保有者の権利は不確実で弱いため「自由土地保有」の購入を説き伏せやすいものではあったが、調査官ハーシーによるこの取り組みの成果（財務府への入金）は少額に止まった。フロディングトン（ハンプシャー）では、詳細不明の土地を「自由保有地」に転換するのに50カ年分の地代額を提示した賃借人がいたものの、多くの賃借人は僅少額しか示さなかった。たとえば、ヘンリー・リッジなる賃借人は地代3ポンド4シリング10ペンスの贍本土地保有を単純封土地として購入するのに僅か30ポンド、または同地を永代借地として20ポンドしか提示せず、永代借地として100ポンドでの購入を提示したジェントルマンに競り負けている。1606年、バルフォード（ウィルトシャー）の数世代贍本土地保有者は、贍本土地保有地を永代借地に借り換えるために、10ポンドで賃借している土地を13ポンド+地代の倍額という低額を提示し、別に土地評価額26ポンドで地代33シリング6ペンスで借りている60エーカーの土地に対して20ポンドと地代の倍額という低額を提示している。1614年の西部州についての委任状は、（永代借地としての販売を）旧地代40-50カ年分か年収益6-10カ年分の価格で販売することを指示していた。ハーシーも1614年の委員も、低価格の場合でも、結局、土地売却（=土地資本の流動化）に成功しなかった。フロディングトンでは、1614年に購入に応じたのはわずか6名の賃借人だけであった。ポベイ・トレシー（デヴォンシャー）では、19名の賃借人がその保有地の購入契約に応じたものの、17名が拒否した。拒否したものの土地は近隣のジェントルマンが自由土地保有として購入している。1614年の委員は、支払期間がもっと長ければ、実際より3分の1多くの土地を売却できたであろうと見ていた。³⁷⁾

世襲的贍本土地保有は、数世代贍本土地保有よりその権利性が強く、それだけ自由土地保有（あるいは永代借地権・単純封土権）への転換に応ずることが少なかった。その地の賃借人にしろよそ者にしろその購入に傾くことはなかった。賃借人にとって、その土地の譲渡権と相続権が認められ、また権利承認料が固定されておれば、世襲的贍本土地保有を単純封土に転換して購入する魅力は少なかった。クリザローでも贍本土地保有の永代借地化に関心を示すものはいなかった。世襲的贍本土地保有者は、その権利性が比較的弱い数世代贍本土地保有者に比べて自由保有への転換に傾く傾向がそれだけ少なかった。勧誘があったとしても、世襲的贍本土地保有者が提示する示談金（「自由土地保有」購入価格）はより少額であった。1623年の「自

37) Hoyle, *ibid.*, p. 98.

由保有化」委任状の場合、賃借人との交渉に財務府役人が直に当たっている。ディットンとダトチェット（ともにバッキンガムシャー）の賃借人は、ロンドンに出むき、権利承認料の固定化を認めてもらうためには5カ年分の旧地代額を、「自由保有化」のためには10カ年分の旧地代額を支払うとした。これに対して委員は、「自由保有化」の「価格」として60カ年分の旧地代額を要求した。賃借人の提示額と財務府側の希望額に大きな開きがあった。ハンプトンの賃借人は40カ年分を、トウィクナムの賃借人は30カ年分を提示したが、財務府側は60カ年分を譲らず交渉は妥結しなかった。シトリングトン（ベッドフォードシャー）の賃借人は10年から15年分を提示したが退けられた。³⁸⁾ 贖本土地保有を「自由土地保有」に転換して売るという政策は、このように賃借人から歓迎はされず、十分な財政的効果を得ることはなかったのである。

七. 財政改善策としての贖本保有改革の成否

王領地の賃借人にとって、国王財政改善の施策は、封建的諸義務から解放される機会となるものではなかった。国王の要求に応じて賃借人は保有権の安定を買おうとして過度な負担を強いられたからである。権利承認料・示談金・「自由保有化」の負担は、賃借人にとって重いものであり、また小借地人と大借地人とでは逆比例的に重かった。メーア(ウイルトシャー)では、新たな政策によって、権利承認料は10倍になったとケリッジは指摘している。³⁹⁾ ノウルの賃借人は権利承認料として1カ年分の地代が正当であると考えていたが、事例では、地代額7シリング3ペンスであった3つの小屋のある5エーカーの土地に対して11ポンド19シリング1.5ペンスの権利承認料が要求されている。約35カ年分の地代額である。1611年4月1日の裁判記録では、要求額は相当程度値下げされたことを示しているが、賃借人が正当と考えた額を相当程度上回ったものが要求されたことは間違いない。貧しい賃借人が示談金調達のために家畜を売ったり借金を強いられることもあった。⁴⁰⁾ 「自由保有化」をする賃借人が、自分の土地の一部を売ることで残りの土地の「自由保有化」の資金を得た事実もあった。権利承認料の「確認」を得るため、また「自由保有化」をするための費用に加え、交渉費や譲渡手続き費用などが少なからず賃借人の肩にかかった。ホルム・カルトラムの賃借人たちは、慣習「確認」費用として総額500ポンドと算出していたが、財務府に入ったのは300ポンドだけであった。200

38) Hoyle, *ibid.*, p. 99.

39) Kerridge, *op. cit.*, p. 33.

40) Campbell, *op. cit.*, p. 141; Hoyle, *op. cit.*, p. 100.

ジェームズ一世の贍本保有改革

ポンドは、交渉費と譲渡手續費に使われたと思われる。

結局、贍本土地保有の改善策によって国王は然るべき収入を得ることができなかった。ソールズベリは、慣習「確認」料で、3,500ポンドを得、公領会計長官ファンショーは自らの計算で12,000ポンドを得たとしている。公領受納総監記録では1605 - 20年の間の9カ年間に示談金と永代借地の授与（販売）によって14,494ポンドが入ったとある。これらは全体の一部に過ぎず、また継続的な増加傾向もあったかも知れない。それでも贍本土地保有改革での国王収入が決して瞠目すべき成果を上げたのではないことは窺える。

贍本土地保有改革で国王役人を悩ませた問題は、賃借人に法的に不利な状況でも結局は賃借人の意向が貫かれることが多かったと言うことである。賃借人の贍本が荒蕪地や領主直領地のものである場合や、過去において権利承認料の変動が見られるのに一貫して固定的であったと賃借人が言い立てる場合などは、国王側がその弱性につけ込めたものと思われるが、実際は容易ではなかった。クリザローの「新保有地」における権利承認料の改定も難渋し、結局、権利承認料の改定を断念し、賃借人の言う「慣習」を事実として認める示談がなされた。不確実で真正とは言えない「慣習」をそれとして認める代わりに、賃借人には示談金の支払いを求めた。財政改善に迫られていた国王側は、法の厳格適用に難渋して安易な方法に流れたのである。「慣習」を厳正に調査し法の厳格適用を行うことの困難性に直面してとった安直な方策は、まずは賃借人の言い分を認めて示談金を取ることであった。それに続く方策が、贍本土地保有を「自由土地保有」に転換すること、すなわち「資本の放出」であった。ソールズベリの『指示書』のとおり権利承認料を現在価値に換算増額することも困難であり、言われるところの「慣習」の信憑性を各マナー毎に包括的に調査して厳正検証することも困難であり、そのために賃借人の保有地を「自由保有地」として購入させる方策が採られた。その際、『指示書』に基づく権利承認料の増額を脅しとしてちらつかせたのである。しかし慣習追認の示談や「自由保有」への転換によるたなぼた的増収策は成功しなかった。このことは国王領ばかりでなく同様に贍本保有の改革を図った私的所領についても同然であった。事実として贍本的土地保有はその後19世紀にまで生き延び、法的廃棄は1925年の財産権法を待たねばならなかった。

王領地改革は「国王私財」改善すなわち財政封建制の一環をなしていた。経常費の高騰とそれを賄う「国王私財」の減価のギャップを埋める政策であった。後見権・徴発権の増徴、船舶税や付加関税などの大権的課税の賦課、フォレスト法の活用などが試みられた。船舶税を除いてすべての施策は反発は多く収益は少ないというのが実態であった。政治的コストは高く財政的ベネフィットは少なかった。贍本土地保有の改革は財政封建制の一環をなす王領地改革

酒 井 重 喜

の一つであり、前期スチュアート朝とりわけジェームズ一世治下の三人の大蔵卿ドーセットとソールズベリとサフォークの下で実行された。相続や遺贈の際に賃借権の移転について領主の承認を得るための権利承認料の改定・増額は、贍本土地保有の保有態様をそのままにして継続的な収入増をはかるものであった。それが困難であったため現行の権利承認料をそのまま「確認」しその示談金を得る方法や、贍本保有を自由保有・永代借地・単純封土に転換してその「売却」益を得る方法が採られた。これは継続的収入の改善に対して一回的なたなぼた的収入であった。こうした資産の流動化策も成功したとは言えず、財政封建制の他分野と同様に労多くして益少ないものであった。そのため、贍本土地保有は17世紀に根絶されることはなくその後も存続し、20世紀初頭に廃棄されるまで存続した。

2014年9月26日

Summary

The projects to reform the copyhold in the reign of James I

In the reign of James I , three Lord Treasurers, Earl of Dorset, Earl of Salisbury and Earl of Suffolk, attempted to exploit the Crown Land in face of the hardship of crown finance. As one of attempts, they tried to reform the copyhold in form of which most of tenants hold their estates. (1) The increase of the fine which, on the inheritance or alienation ,tenants paid to landlord in return for the his approval of 'surrender and admittance'. (2) Procuring the compositions which tenants paid in return for the confirmation of the low customary fine as it was. (3) The enfranchisement; the sale of the freehold(including fee simple and fee farm) in exchange for the copyhold. The tenants were never willing to accept these offers. That was because these attempts were to exploit the copyhold as holding 'at the will of the lord' or to abolish the copyhold at the expense of the tenants. Consequently, the policy of Early Stuart to exploit the copyhold resulted in 'Vain Projects' and the copyhold lived long until the Law of Property Act 1922&1924.